

篠崎 進士 法律事務所報



2011年 新春号

注目される暴排条項の有用性 02

所長弁護士 篠崎芳明

ご挨拶 有終の美 03

副所長弁護士 進士肇

留置場Q&A その1 04

弁護士 小川幸三

顧客情報漏えいリスクQ&A 05

弁護士 山際悟郎

PACAばなし 06

弁護士 清水恵介

入所挨拶 06

弁護士 鈴木哲広

事務所旅行の幹事より 07

釜井憲史

近況報告 08

注目される 暴排条項の有用性



篠崎・進士法律事務所所長
弁護士 篠崎 芳明

暴力団員など反社会的勢力から不当な要求を受けた際には、決して甘い対応をしてはならない、毅然として要求を拒絶すべきである、執拗な要求行為には法的に対処すべきであるなど、現場での具体的対応方法や法的対応策の有効性については、広く社会の支持と理解を得られて来たようです。

しかし、暴力団の銃器使用により無関係の市民に犠牲者が出たり、一般市民をターゲットにしたヤミ金、振り込め詐欺、株価操作などで莫大な利益を得るなど暴力団の反社会性が更に顕著になったりしたことから、国は、平成19年6月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を明らかにして企業に対して「取引を含めた一切の関係遮断」を求めました。不当要求を拒絶するばかりではなく、取引社会から積極的に排除しようということです。

企業は、単なる利益追求集団ではなく、社会的責任を果たすべき存在である以上は、反社会的勢力との断絶・排除を行うべきは当然です。しかし、具体的にはどのようにして、「取引を含めた一切の関係遮断」を実行すべきなのでしょう。

企業は、まず社内外に向けて暴力団など反社会的勢力とは一切の関わりを持たないことを宣言する倫理規程を公表すべきです。

社内に向けたメッセージが殊に重要です。社員の中には、結果として会社の利益になり、自らの業績向上につながる取引の相手方がたまたま暴力団員であるからといって、現に何らの被害も受けていないのに取引を止めるということに抵抗感を抱く者もいるでしょう。このような社員は、会社は暴力団など反社会的勢力とは一切取引を行わない(暴力団に利益を供与しない)ことを明らかにすることにより、暴力団員との取引で成績を上げても何ら評価されず、却ってルール違反の責任を追及されることを承知することとなります。

企業が、反社会的勢力との取引を断絶する方法として

は、取引契約書中に「暴排条項」を定めておくことが有効です。例えば、不動産賃貸借契約書中の解約事由として「契約者又は入居者が暴力団員又はその関係者であるとき」と定めたり、ホテルやレストランの利用については「暴力団員やその関係者のホテル使用は認めません。成約後にその事実が判明したときは直ちに利用をお断りします。」と定めたりするのです。

因みに、当法律事務所の委任契約書には、「依頼者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体若しくはその関係者、総会屋、その他反社会的勢力であると判明した場合、又は暴力団、暴力団員、暴力団関係団体若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力を利用していることが判明した場合には、本委任契約を解除できる。」と定めています。

しかし、暴排条項を定めたとしても、契約の相手方が暴力団員であることの証明は、企業側がしなければなりません。その立証は、なかなか難しいというのが現実ですが、規程の存在自体に大きな意味があります。

国の指針は「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である“反社会的勢力”をとらえるに際しては、暴力団…等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。」「契約自由の原則が妥当する私人間の取引において、契約書や契約約款の中に、①暴力団を始めとする反社会的勢力が、当該取引の相手方となることを拒絶する旨や、②当該取引が開始された後に、相手方が暴力団を始めとする反社会的勢力であると判明した場合や相手方が不当要求を行った場合に、契約を解除してその相手方を取引から排除できる旨を盛り込んでおくことが有効である。」と教示しています。

————— 2011年(平成23年) 1月

ご挨拶 有終の美

沖縄米軍基地、尖閣諸島、北方領土と、日本が外交問題に揺れ、厳戒警備の横浜APECも決定打にはなり得なかった平成22年。経済の方はといえば、金融円滑化法のお陰で中小企業は何とか一息ついているようにも見えますが、未だ明るい日差しは感じられず、我慢の時代が続いています。堺屋太一氏の近未来小説『平成三十年』まであと7年。同氏の著作である『油断!』が幸いにも現実とはならなかったように、『平成三十年』に描かれた活力を失った日本という近未来予想が、現実化しないようにしていかなければなりません。

さて、厳しい環境の中にありながらも、当事務所はお陰様で、全ての業務分野で昨年一年間順調に仕事をこなすことができ、また新たな気持ちで平成23年を迎えることができました。これも平素からの皆様方のご厚情の賜であると感謝しております。今月からは、鈴木哲広弁護士という新戦力も加わります。私たちは今年も着実に、陣容を充実させながら、さらに高度なご要望に対応できるよう努めて参ります。

平成22年の私の仕事としては、2月23日に、四国は高松市、源平合戦の屋島古戦場に程近い屋島カントリークラブ(屋島CC)を経営する会社の、会社更生事件の保全管理人に東京地裁より選任され(3月31日開始決定により更生管財人)、屋島CCに足繁く通ったことが特筆されます。屋島CCは平成19年までLPGAトーナメント開催コースであり、源平にちなんでアウトは「源氏コース」、インは「平家コース」と名付けられており、5番ホールでは『二十四の瞳』で有名な小豆島と瀬戸内海に向けて豪快に打ち下ろします。3名の管財人代理弁護士、2名の補佐公認会計士と、計6名でチームを作り、週1回の割合で高松へ通いながら、現地の支配人以下の従業員とスクラムを組んで、次々と押し寄せる問題の一つずつ乗り切っていました。6月にはスポンサーも決まり、7月に事業家管財人が加わり、経営の体制も整いました。元々会員さんに愛されてきたこのコース、理事・委員・会員の皆さんの暖かいサポートをいただいて、更生計画認可決定に向けて突っ走っています。今年も、高松に通う日が続きます。

公務としては、平成22年度の新司法試験考査委員(商法担当)の職務を何とか果たし、予定された3年間の任期を無事終えることができました。今年は夏休みをゆっくり味わえるかなと思うとちょっと嬉しいです。もっとも、



篠崎・進士法律事務所副所長
弁護士 進士 肇

ぬか喜びの虞もありますが。

当事務所報の昨年夏号に「地方公共団体の損失補償契約について」を掲載したところ、総務省の知人友人を中心に多くのご意見をいただきました。ところが、長野県の安曇野市が第三セクターの債務について金融機関との間で損失補償契約を締結していたところ、安曇野市住民が市長を被告として損失補償の差止め(公費差止め)等を求めた住民訴訟で、2審の東京高裁は、損失補償契約は財政援助制限法3条の趣旨に反し無効であるとして差止請求を認めました(東京高判 H22.8.30)。この判決は判例誌各誌で大きく取り上げられ、最高裁の判断が注目されています。私の担当事件(東京地判 H21.9.10)は平成21年9月中に全面解決しましたが、もし被告の控訴により東京高裁に係属していたら、この東京高判の悪影響を受けていたかもしれない、そして解決は何年も遅れたかもしれないと思うと、背筋が寒くなりました。

昨年6月の小惑星探査機「はやぶさ」の地球帰還には、ロマンがありましたね。川口淳一郎プロマネを中心に、決して諦めぬ粘り強さで、エンジントラブル、リアクションホイールの故障、交信不通といった幾つもの致命的危機を乗り越えました。イオンエンジン併用の地球スイングバイ、微少な重力しかない小惑星「イトカワ」への着陸、サンプルリターンという画期的業績を果たし、満身創痍で帰還した後、サンプルを地上に投下して大気圏で燃え尽きるという見る者の胸を熱くする幕切れ。最高のニュースだったと思います。私たち弁護士の仕事は「はやぶさ」のような華やかさは望むべくもありませんが、はやぶさプロジェクトのような地道でたゆまぬ努力を日々重ねることにより、依頼者と共に「有終の美」を味わえる、そんな一年でありたいと思います。

皆様方におかれましては、本年も当事務所への変わりぬご支援を賜りたくお願いを申し上げます。

留置場 Q & A その1



弁護士 小川 幸三

Q 留置場って何ですか？

A 留置場とは、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」で定められ、各都道府県警察内に設置された留置施設を指します。世間では「ブタ箱」と呼ばれているところ。主として逃走や証拠隠滅を防止して適正な刑事捜査を実現するのが目的です。

Q 刑務所とは違うのですか？

A 刑務所は、刑事裁判で懲役・禁固刑の言渡しを受けた者に対してその刑の執行をする場所です。国家機関が市民の身体を拘束するという点では共通していますが、別物です。

Q 留置場の中はどうなっているんですか？

A 留置施設は、逃走防止のため、外部との出入口は厳重に施錠され、留置施設内には係員が交替で常駐し監視しています。施錠された出入口の扉を開閉するときには、扉の内側と外側に係員がいて大声をかけあっています。

そして、被留置者が収容される房は、係員の席から見渡せるように作ってあります。昔は扇形の構造で要の位置に係員の席がありましたが、現在は長方形を横につなげた形をしています。房の中に死角を作らないように反対側にも通路を設けて裏側からも巡回できるようになっています。

Q 房の中はどうなっているんですか？

A 天井や壁は明るい落ち着いた色でペイントされています。床は弾力のある素材でできています。房の大きさによって収容人数は異なりますが、4畳半と6畳の間くらいの広さで4人位収容しています。定員はもっと多いようですが、今は留置施設が満員となることは余りないようです。

Q トイレはどうするんですか？

A 房内にトイレ室が設けられています。外部から使用中かどうか判るように透明の亚克力板の窓がありま

す。留置場によって形は違うようですが、臭いや音がもれにくく、かつ、ひもが引っかけられないような工夫がされています。具体的には、扉と枠の間は密着しないように大きく隙間がとってありながら、分厚くて重い丈のある扉が面で押さえる形で密閉を作り出しています。しかし、扉の上部にすきまが設けられていて、かつ、角を作らないよう丸くカットされています。

また、現在は和式トイレが多いですが、徐々に洋式トイレに替えられています。勿論、水洗トイレで自分で操作できます。

Q トイレットペーパーは備え付けですか？

A いいえ、ティッシュは使用する毎に係員に言って受け取ります。丸めて飲み込んで自殺を図るのを防止するためです。

Q タバコは吸えると聞いたんですが？

A 毎日約30分程度、運動をするために房毎に交替で運動場に行きます。運動場と言っても、留置施設の中であり、運動用具などはありません。天井や壁の上部に開口部があり自然光に当たれるようになっており、また、雨のときは自動で天幕が張れるようになっている施設もあります。

そこで実際に運動している被留置者はあまりおらず、壁に設置されたステンレス製の鏡で貸与の消毒済み電気カミソリでひげを剃ったり、タバコを1～2本吸ったりしています。

Q 1日の日程はどんな感じですか？

A どの留置施設もだいたい同じですが、午前6時30分起床、7時までに交替でマットをかたづけして洗面をすませ、7時に朝食、食後は取り調べや先ほどお話しした運動、週1・2回の割合で交替で入浴があります。12時に昼食をとり、午後は取り調べがなければ房で自由に過ごし、午後5時に夕食をとり、8時30分から就寝の準備をして9時に消灯となります。

(続く)



弁護士 山際 悟郎

顧客情報漏えいリスク



Q 以前から、顧客情報の漏えい事故が頻繁に報道されていますね。

A そうですね。平成17年4月に個人情報保護法が全面施行され5年以上が経過しましたが、顧客情報の漏えい事故は後を絶ちません。

Q 顧客情報が漏えいする原因にはどのようなものがあるのでしょうか。

A 日本ネットワークセキュリティ協会の「2009年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」によると、平成21年に生じた個人情報漏えい原因の50.9%が「管理ミス（個人情報を守るルールが整備されていないために、社内や主要な流通経路で発生するもの）」によるもので、「誤操作（郵送やメールの宛先を誤る）」「紛失・置忘れ（USBメモリ、ノートパソコン及び紙ファイルの紛失）」「盗難」「不正な情報の持ち出し」などが続きます。また、発生件数はそれ程多くありませんが、一件あたりの平均漏えい人数が多いものとして「内部犯罪・内部不正行為」「不正アクセス」「目的外使用」が挙げられます。

情報漏えいの媒体・経路では、「紙媒体」が大多数（72.6%）を占め、「USBメモリ等可搬記録媒体」「電子メール」「インターネット」「パソコン本体」と続きます。紙媒体は、どんな場合にも多く使用されるものであるため、発生件数は多くなっていますが、一件あたりの平均漏えい人数が多いのは「USBメモリ」など、個人情報が大量に保存管理されている電子データファイルを媒体とするものです。

最近では、コンピューターウイルスに感染することで、パソコン内部の情報をインターネット経由で流出させる事故も増えています。ウイルスの感染原因としては、Winnyなどのファイル交換ソフトが有名です。

Q 顧客情報が漏えいすると、企業にはどのようなリスクがありますか？

A 個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対して個人情報の適切な取扱いを求めて、安全管理措置

義務（同法20条）、従業者への監督義務（同法21条）、委託先への監督義務（同法22条）を定めていますので、これらの義務に違反している場合には、主務大臣による監督や、罰則が課されるおそれがあります。また、民事上、損害賠償責任を負う可能性もあります。

さらに、調査のため業務を停止せざるを得なくなったり、信用力が低下するおそれもあります。信用力低下等により業績が悪化したり、被害者への損害賠償責任が生じた場合には、直接漏えい事故を起こした従業員のみでなく、かかる従業員の行為を見逃した取締役等役員の会社や株主に対する責任が生じるおそれもあります。

Q では、実際に顧客情報の漏えい事故が発生してしまった場合にはどのような対応を取れば良いのでしょうか。

A まず、会社が顧客情報漏えいの可能性を認識した場合には、会社が取るべき対応を把握するため早急に、顧客情報漏えいの有無、情報漏えいの規模・範囲、原因、流出から察知までの期間、再発防止の可能性などの事実関係を調査する必要があります。その上で、本人への通知やマスコミへの公表の可否を判断し、必要があると認めるときは、速やかに①情報漏えいにより影響を受ける可能性のある本人への通知、②主務大臣への報告、③事実関係、再発防止策のマスコミ等への公表を行います。漏えい事故が公表されると、顧客等からの問い合わせやクレーム、マスコミによる取材が殺到することも予想されるため、公表前に問合せ窓口の設置など社内体制を整備することも必要です。

また、調査委員会を設けるなどして原因を究明した上、本人に対する補償、関係者の処分、再発防止措置を取ることも必要となるでしょう。

顧客情報が漏えいした場合には、これらの対応が最低限必要となりますが、これらによる損失は莫大になるリスクがあります。そこで、顧客情報を保護する体制を構築し、日頃から情報管理措置を徹底することにより、顧客情報漏えい事故を予防することが何よりも重要です。



PACAばなし

弁護士 清水恵介

ここはPACA州。PACAとは、22あるフランスの州の中で最も長い名称、Provence-Alpes-Côte D'Azur（プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール）の略である。この名から察しがつくように、山（アルプス山脈）あり海（コート・ダジュール〔紺碧海岸〕）ありの自然豊かな州である。俗に南仏とも呼ばれる。いわゆる地中海性気候に属し、比較的晴れ間が多い。地理的な理屈はよく分からないが、フランス中でこの辺りだけ晴れという天気予報をよく見かける。人気のヴァカンス先として、特に夏場は世界各地から人が集まる。

ではなぜ、私がここにいるのか？

きっかけとしては、私の勤務校がこの大学と学術交流の協定をたまたま結んでいたというに尽きる。ネット環境の整備された現代において、その国のどこに居を構えるか（特にバリーカ否か）は、もはや昔ほど大きな要素ではない。研究のインスピレーションを得るとい



近所にあるこの街の裁判所。密かにブチ最高裁と呼んでいる。



橋としての用をなさない橋。でも世界遺産。

う意味では、むしろ素晴らしい環境ともいえる。客観状況に照らすと、「これって長期のヴァカンスじゃないの?」と疑うに足る十分な要素がそろっているが、ここにいると、そうした世間体すら気にならなくなる。

言葉の障壁はまだ高く感じられるものの、齢200年を超えたナポレオン法典から得られる示唆は、苦労しながら文献を渉猟するだけの価値をもつ。そもそも私にとって、司法試験を受けることも、あるいは大学で教鞭をとることも、当初はやや無謀な挑戦であったが、それらを乗り越えてきた今、この在外研究をいわば第3の挑戦だと思って精進するつもりである。

さて、ここはどここの街か？ 隠し立てをするつもりはなかったが、ここまで来てしまった。絵心のある人などは「〇〇の娘たち」の所ねと言い、幼稚園の先生などは「〇〇の橋の上で」の所ねと言う。14世紀にヴァチカン市国の機能をもった場所であり、現在は、毎年7月の演劇祭で大いに盛り上がる場所でもある。ここは世界遺産のある街……（つづく）



事務所旅行の幹事より

杜の都・仙台 2010.9.10～9.11

幹事 釜井憲史

平成22年9月10日から11日にかけて、1泊2日で杜の都・仙台へ事務所旅行に行って参りました。当時、台風が接近中の仙台で、幹事の私としては大変心配しましたが、幸いにも天候に恵まれ(11日の帰り際から雨が降ってきましたが)ゆっくりとした時間を過ごすことができました。

1日目は、昼食の牛タンから始まり、仙台藩祖・伊達政宗公ゆかりのスポットを訪ねる仙台市内観光。青葉城趾では有名な政宗の騎馬像の前で記念撮影。その後ニッカウキスキーの蒸留所見学では試飲コーナーで軽い飲み会へ突入。(本来は試飲3杯までのはずが、私を含め勝手に飲み放題になっていた方が多かったような。見学がメインなのか試飲がメインなのか…わからず。)

宿泊先の秋保温泉は日本三大御湯の一つに数えられる名湯であるほか、山海に恵まれた宮城郷土を駆使した日本料理、旅館の方々の隅々まで行き届いたおもてなし等、大変リラックスし楽しい一時を過ごすことができました。特に夕食時は、お酒の勢いもあり、仕事以外の話や、カラオケ(AKB48のコスプレヤーや、少しメタボなムエタイ戦士が登場したり)で大盛り上がりでした。

2日目は初めに塩竈の水産物仲卸市場へ見学&買い物に行きました。マグロの試食が沢山あり、それぞれのお店で試食に手が伸びてしまった私ですが、とにかく値段が安くお土産を沢山購入してしまいました。

昼食は天然ものの新鮮な魚しか提供しない地元でも有

名なお寿司屋さんの「亀喜寿司」。開店時間を早めていただくご好意に甘え、お腹が一杯になるまで美味しいお寿司を堪能させていただきました。

その後、遊覧船で松島へ。船内で購入したカップえびせんを海に向かって投げるとカモメがキャッチ。他の観光客の皆さんと一緒に騒いでいる我々の姿はカモメからどのように映ったのでしょうか。

松島では五大堂・瑞巖寺の見学をした後、帰路につきました。

事務所旅行は当事務所の1大イベントでもあり、見聞を広めるだけでなく、篠崎・進士法律事務所の一人一人が結束し団結力をさらに強くするものです。今回の旅行も翌週以降の勤務に備え、弁護士・事務員ともにリフレッシュしました。私としては、この旅行に関し事務所全体の協力を得られたこと、また充実した時間を過ごせたことに“感謝”しつつ、当事務所の『一体感の力』を実感することができました。今後このような力を仕事でも発揮できるものと確信した次第です。

整いました～

“旅行の幹事”とかけまして
“依頼者と弁護士との信頼関係”ととく。

その心は どちらも楽かれ(気疲れ)るものです。

失礼いたしました。

入所挨拶 弁護士 鈴木哲広

この度、篠崎・進士法律事務所において、弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました、鈴木哲広と申します。

私は、前職であるテレビ番組の制作活動を通して、日常生活で悩みを抱えている方が多いことを痛感しました。そこで、私自身が身近に相談できる法律の専門家として直接皆様のお役に立てる仕事をしたいと思い、弁護士を志しました。

今後は、篠崎芳明先生を始めとする事務所の先生方のもとでご指導を仰ぎながら、皆様に親しまれ信頼される弁護士を目指して、日々精進して参ります。

また、初心を忘れることなく、依頼者の方々のお話に親身に耳を傾け、熱い情熱とあたたかなこころを持って誠実な仕事ができるよう懸命に努力する所存でございます。

皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

<経歴> 出身高校 愛知県立岡崎高等学校／出身大学 東京大学教養学部
出身法科大学院 愛知大学法科大学院／平成 22 年 12 月 弁護士登録



当事務所のホームページです。



<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

近況報告



弁護士 篠崎芳明

日弁連に民事介入暴力対策委員会を創設された佐長彰一先生が逝去されました。暴力団被害の救済を目指す弁護士と犯罪者である暴力団を取り締まる警察とを、安心、安全な日本社会実現という共通した理想をキーワードにして反目から信頼の関係にした功績は、いつまでも語り継がれるものと信じます。私は、佐長彰一先生の遺志を承継して今後とも暴力団被害の救済など暴力団問題に全力を傾注していく決意を新たにしております。



弁護士 進士肇

千代田区軟式野球連盟秋季大会第5部に、我がHAWLITZ（ホーリッツ）は2試合連続サヨナラ勝ちの快進撃で、ベスト4に進出しました！春季2勝、秋季4勝で、昇格条件の年間合計4勝ラインもクリアし、今春から第4部で戦います。私はといえば、ベスト4を賭けた試合の最終回の守備で、勢い余って左脚肉離れをやってしまい、交代もできずその裏にそのまま打撃へ。根性でゴロを転がし、野選で同点としました。この無理が祟ったか、完治まで3週間を要したのですが。。。今年も快進撃だ！



弁護士 小川幸三

民暴対策って、「食うか、食われるか」の関係ではなく、「食われるか、食われないか」なんですね。こんな関係おかしいですよね。昨年4月に施行された福岡県の暴力団排除条例は全国に広がっています。これからは、「社会」対「暴力団」で取り組むことによって暴力団の「排除」を目指す時期なんですね。



弁護士 寺寫毅一郎

実は…私は相当な猫好きです。ツシマヤマメノの写真集を持っていたり、町中をふてぶてしく闊歩する野良にアイコンタクトを試みてみたり…。息子が生まれてからは、猫の代わりに息子をお世話してきましたが、自分も大きくなってしまったので、今年あたり、ツシマヤマメノは無理でも、息子と子猫でも育ててみようかと思っています。



弁護士 杉山一郎

今まで携帯電話を持ちながら携帯メールを全くしてきませんでしたが、出張等もあり、皆様からの問い合わせに迅速に対応するため、今般ついにスマートフォンを導入してウェブメールを見られるようになりました。ただ相性が悪いのか、パスワード付の添付ファイルが開けないのがネックです。



弁護士 山際悟郎

昨年、NHKの「龍馬伝」と「坂の上の雲」を観ました。新しい日本を創るため命懸けの仕事をした男達のドラマを観て胸が熱くなりました。私自身、本年も弁護士を志した初心を忘れることなく依頼者のため最善を尽くし、微力ながら人権擁護と社会正義の実現に向け邁進して参りますので、何卒、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。



弁護士 中山祐樹

おかげさまで、昨年末で弁護士登録後満3年を迎え、本年は弁護士登録4年目となります。これまで担当させていただいた案件の経験を生かしながら、1年ずつ、着実に歩みを重ねたいと思います。昨冬は不覚にもインフルエンザに罹患してしまいましたが、この冬は、風邪をひかないのが当面の目標です。



弁護士 石黒一利

昨年、我が家にワンコがやってきました。名前は「こまつ」君です。漢字で書くと「石黒小松」です。石黒さんと小松さんの合体みたいで変な名前です。本当は「こなつ」にしようと思っていたのですが、オスだったので、「な」を「ま」にしたという安易な発想が招いた結果です。でも、今の本人は「こまつ」を気に入っているようでして、「こまつ」と呼ぶと、尻尾を振りながらやって来ます。かわいいやつです。



弁護士 鈴木哲広

いよいよ弁護士人生が始まることに胸が高鳴るとともに、その責任の重さに身が引き締まる思いがしております。また、本年は、人生の伴侶との生活もスタートすることとなります。充実した1年になるよう、精進して参ります。



弁護士 山口和男(客員)

会社法及び倒産法の会社からの法律相談、出版社からの依頼による執筆の他に、日本大学法科大学院で客員教授として会社法の指導をしています。最近では、「判例タイムズ平成23年度主要民事判例解説」の編集・執筆をしました。



弁護士 清水恵介(客員)

正解は、アヴィニオン(Avignon)でした。前号は報告欄がなく、前々号からの業績紹介となりますが、字数が足りません。詳しくは、弊事務所のHPをご覧ください。担保法と代理法が中心となっています。こちらに来てからも、「フランスの任意後見法制」(実践成年後見35号)を執筆しました。



税理士 藤代節子

相続税は1年ごとに増税の方向へ進んでいます。遺言の作成や税額の試算・対策といった準備がますます重要になってきていると感じています。昨年はコンサートや観劇が十数回と充実し、それに伴う交友関係も広がった年でした。今年も楽しみなことが増えそうです。